

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R2-42)

施策名	目標9-2環境アセスメント制度の適切な運用と改善				担当部局名	大臣官房 環境影響評価課	作成責任者名 (※記入は任意)	環境影響評価課長 堀上 勝			
施策の概要	環境に影響を及ぼすと認められる意思決定の各段階において、環境影響評価制度等を通じ、環境保全上の適切な配慮を確保する。				政策体系上の 位置付け	9. 環境政策の基盤整備					
達成すべき目標	環境影響評価制度に係る情報基盤の整備、技術手法の開発及び人材育成、審査体制の強化、制度の所要の見直しを講じることにより、環境影響評価制度の適切かつ効果的な運用を行う。				目標設定の 考え方・根拠	環境影響評価法	政策評価実施予定時期	令和2年9月			
測定指標	基準値	目標値		年度ごとの目標値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度	目標年度	年度ごとの実績値							
				H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
1 環境影響評価法に基づく手続の実施累積件数(途中から法に基づく手続に乗り換えたもの内数)[件]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。
2 環境影響評価法に係る環境大臣意見の提出累積回数[回]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。
3 風力発電の迅速化による審査日数(累積平均)[日]	-	-	465	-	-	-	-	-	-	-	環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。
				395(123)	447(123)	497(123)	534(123)	600(123)			
				283	357	423	489	557			
				409	412	433	459	465			
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	令和2年 行政事業レビュー 事業番号				
	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度							
(1) 環境影響評価制度高度化経費(昭和55年度)	49 (51)	41 (71)	42 (64)	34	1,2,3	<達成手段の概要> 開発事業者が地域の関係者と連携して、事業の計画段階から環境保全の考え方や対策を組み込むことにより、持続可能な地域循環共生圏づくりが推進されるよう、開発事業者や地域の関係者等のより幅広い主体が環境影響評価制度の運用に関与できるような仕組みを構築する。加えて、環境影響評価手続についての情報を多くの主体が有効に活用できるよう、「環境影響評価情報支援ネットワーク」にて情報提供を行うとともに、当該ネットワークに収録するデータベースの拡充を行う。 <達成手段の目標> 事業の計画段階から環境保全の考え方や対策を組み込むための仕組みの構築及び地域循環共生圏の構築を図る取組推進のための調査検討等を行うことを目的とする。さらに、インターネットの活用や研修の開催等により、情報提供の場を整備する。これにより、国民、事業者、行政担当者など環境アセスメントに携わる多くの主体が様々な情報に容易にアクセスし、有効に利用することを目指す。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境影響評価法の確実かつ円滑な実施のために必要な調査・検討や情報整備を行うことで、環境影響評価制度の運用改善及び今後のより良い環境影響評価制度の実現に資する。	280				
(2) 環境アセスメント技術調査費(昭和55年度)	36 (32)	50 (39)	46 (15)	44	1,2,3	<達成手段の概要> 環境影響評価法に基づく基本的事項の第八においては、基本的事項の内容全般について5年程度ごとを目途に点検し、その結果を公表することとしている。平成30年度に前回改正事項の施行から5年が経過したことを踏まえ、基本的事項の内容全般の点検を行い、その結果を取りまとめて公表した。本点検結果を踏まえ、整理された技術的課題等について整理を行い、環境影響評価の総合的な推進に必要な技術の研究、開発の推進を図り、その成果の普及に努める。 <達成手段の目標> 環境影響評価法に基づく環境影響評価では、事業者自ら生物多様性保全や温暖化防止など一層多様化・複雑化する環境保全上の課題に対応した環境影響評価を行う必要がある。このため、事業者における適切な環境影響評価の実施が確保されるよう、調査・予測・評価や環境保全措置等の技術的手法を開発し、その成果を普及する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 法の施行状況について調査検討を行うことにより、事業者による合理的かつ効果的な環境影響評価実施に寄与する。	281				

(3) 環境影響評価制度合理化・最適化経費(平成22年度)	73 (39)	69 (43)	65 (53)	59	1,2	<p><達成手段の概要> 新たな環境影響評価制度の適切な運用及びその改善を図りつつ、風力発電等の再生可能エネルギー等に係る環境影響評価の迅速化を目指すとともに、環境影響評価制度の円滑な実施に必要な知見・技術等に係る専門性を有する人材を育成するための研修等を行う。また、環境大臣意見の実効性を確保するため、事業計画の検討状況・進捗状況や事業調査の実施状況等のフォローアップを行う。また、アジア各国による環境影響評価の改善に向け、公衆参加や、環境保全措置、事後調査の徹底に焦点を当て知見の共有を図り、環境影響評価制度向上を目的とした二国間協力を行う。加えて、我が国事業者のインフラ輸出に資するアジア各国の環境影響評価情報の収集・公表等を行う。</p> <p><達成手段の目標> 環境影響評価法の適正な施行のため、制度の円滑な実施に向けた課題を検討する。また、環境大臣意見の実効性を確保するため、事業の進捗状況等に関するフォローアップを行う。また、アジア各国との環境影響評価制度に関するネットワークを構築・発展するとともに、環境影響評価制度の改善のため支援が必要な諸国と政策協力を行いつつ、収集した環境影響評価情報を活用し、我が国事業者のインフラ輸出に資する支援を目的とする。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 法の施行状況について調査検討を行うことにより、事業者による合理的かつ効果的な環境影響評価実施に寄与する。</p>	282
(4) 環境影響評価審査体制強化費(平成23年度)	45 (41)	43 (36)	44 (40)	44	1,2,3	<p><達成手段の概要> 配慮書段階、準備書又は評価書段階及び事後調査の報告段階それぞれについて、事業種ごとに、環境大臣意見を述べる際に必要な知見を収集、整理し、審査の円滑化に資する。この他、学識経験者の意見聴取が必要と判断される個別事業については、専門家の意見を聴取し、審査案件ごとの進捗状況の確認や過去の大臣意見内容のレビューなどを行う。</p> <p><達成手段の目標> 環境影響評価法の改正により、計画段階配慮書手続及び事後調査結果の報告・公表義務付け等が盛り込まれ、また、風力発電事業が環境影響評価の対象となったことから、審査業務等が大幅に増加している。環境省として改正法の施行及び円滑な審査を行うために、審査体制の強化を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境影響評価法改正による環境大臣意見の意見提出機会の増加等に対応するため、有識者会合の開催や事業種ごとに必要な知見の収集・整理を行うことで、審査の適正化等が見込まれる。</p>	284
(5) 地方環境事務所における環境影響評価審査体制強化費(平成20年度)	32 (28)	36 (32)	36 (23)	36	1,2,3	<p><達成手段の概要> 地域特性を踏まえた環境影響評価審査ガイドラインの作成や現地調査により、適切な環境影響評価に係る審査を行う。また、環境影響評価手続終了後のフォローアップを進めるため、事後調査報告書の収集等を行う。このほか、地方環境事務所における環境影響評価関連業務の補佐役として、環境影響評価業務に携わったことのある民間調査会社経験者等の地域の環境情報に詳しい者を雇用し、環境影響評価の審査に係る情報の収集・整理等を行う。</p> <p><達成手段の目標> 環境影響評価に係る審査を行う際に、地域の特性を踏まえた適切な環境影響評価が確実に実施されるように、地方環境事務所において、環境大臣意見形成の基礎となる情報収集、現地調査等を実施できるよう審査体制の強化を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境影響評価が予定される案件の情報収集を行うとともに、地域の環境情報の収集・整理、現地調査等を行い、地域特性に応じた審査が実施できるよう体制強化を図る。これら地方環境事務所の審査体制の強化により、環境影響評価制度改正に伴う審査業務の増加等に対応し、地域特性に応じた環境影響評価の円滑かつ効果的な実施が図られる。</p>	283
(6) 風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業(平成29年度)	300 (277)	400 (331)	400 (273)	330	1,2,3	<p><達成手段の概要> (1)実証事業におけるゾーニングの実践 平成30年3月に公表し、平成31年度にさらに内容の向上を図った「ゾーニングマニュアル」を参考にしつつ、7の実証地域(岩手県久慈市、秋田県にかほ市、和歌山県、徳島県阿南市、福岡県北九州市、新潟県、長崎県)において、ゾーニング結果を環境影響評価手続等の各種制度に活用するための実証事業を実施する。 (2) ゾーニング結果の各種制度への活用による実効性の確保に係る検討 ゾーニングモデル事業(～平成30年度)の成果及び実証事業の状況を踏まえ、環境影響評価制度におけるゾーニングの位置付けを含めたゾーニングの実効性の確保に係る検討を行う。</p> <p><達成手段の目標> 風力発電については、環境影響評価手続の迅速化が求められる一方で、立地場所によっては、騒音等の生活環境への影響や、希少な鳥類や傑出した景観等の自然環境への影響が懸念される場合も少なくない。これを受け、地域住民等との紛争事例も生じており、対応が課題となっている。これらの課題に対応するためには、地域の自然的条件・社会的条件を評価し、導入促進に向けた促進エリアや環境保全を優先するエリア等を設定するゾーニングが有効であることから、ゾーニングの実効性を確保し、環境影響評価制度等との連携を具体化するための仕組みを見据えた検討及びその実証を行い、再生可能エネルギーの導入と環境配慮の両立を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ゾーニング実証事業の成果を環境影響評価手続等の各種制度に活用することにより、地域における風力発電事業に対する環境保全等に係る社会的受容性の向上に資することが期待され、また、発電事業者の環境保全等に係る事業リスクの低減等が図られるため、再生可能エネルギーの大量導入の実現が期待される。</p>	042
施策の予算額・執行額	535 (468)	639 (552)	633 (468)	547	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)、地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)、エネルギー基本計画(平成30年7月3日閣議決定)、日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定)、規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定)、海洋基本計画(平成30年5月15日閣議決定)	